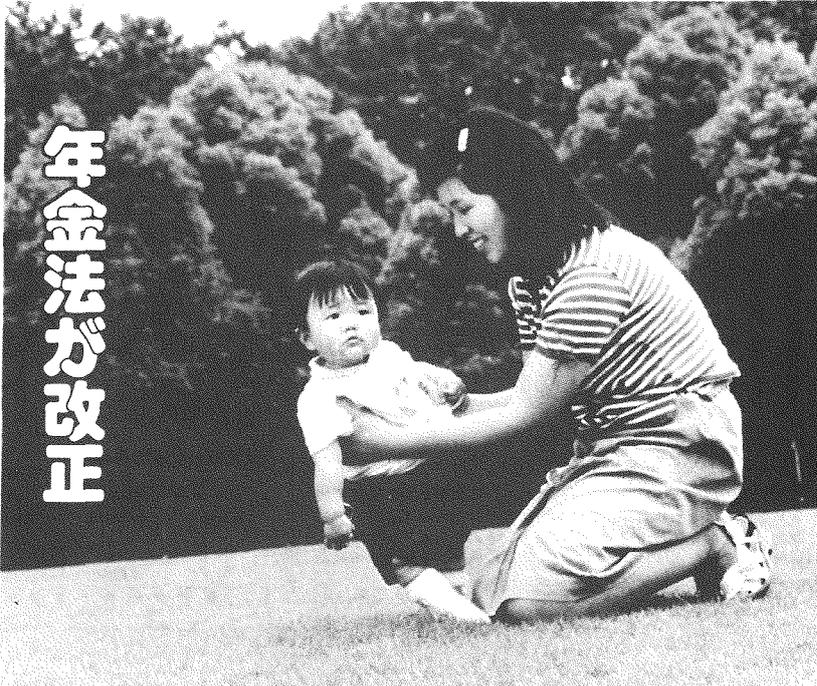


広報ひらつか

昭和60年11月1日/毎月15日発行/93,000部/神奈川県平塚市役所発行
編集・企画部広報課/〒254 平塚市浅間町9番1号 電話23-1111

国民年金特集

21世紀へ向け基盤を確保



年金法が改正

サラリーマンも国民年金に

来年四月一日から、公的年金制度が一新されます。五千二百万人の加入者を擁する国民年金と、厚生年金保険は、すでに法改正が行われ、去る四月二十四日成立しています。公務員等の共済年金も同じ趣旨の改正案が、現在、国会で継続審議となっています。公的年金は、老後保障の中心的存在であるだけに、年金改正は大変な関心が寄せられています。年金制度始まって以来の大改革である今回の改正について、その概要をお知らせします。

今回の年金改正の基本的目標は、公的年金制度の長期的な安定と整合性のとれた発展の基盤づくりを行うことにある。つまり、このような年金改正を促した最大の要因は、世界でも例を見ないスピードで進む我が国の高齢化です。公的年金は、世代と世代の助け合いの仕組みですから、人口の高齢化が進み、助けられる世代（年金受給世代）の数が増えれば、助けられる世代（現役勤労世代）の負担は重くなります。数字でいえば、現在は六人の現役が一人のお年寄りを支えているのに対して、

現行制度の問題点

二十世紀においても極めてくどくない年金制度のあり方を考える、第一に重くなる負担を支える側が不公平があつてはならないことです。第二には年金を受ける側と支える側の生活水準の均衡を守ることです。こうしたことから、現在の年金制度の仕組みには多くの問題点があります。

まず、我が国の公的年金制度は、農業者、自営業者を対象とする国民年金、一般勤労者を対象とする厚生年金保険、公務員等を対象とする共済年金の三種七制度に分立していますが、各制度が独自に給付と負担を設計しているため、その面において、いわゆる「資格差」といふ言葉で象徴される制度間格差が生じています。

改正の要点

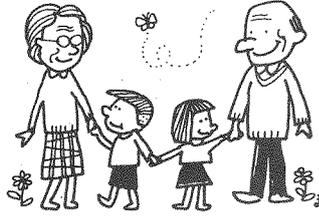
また、現在のよみ職域をもとにした給付の制度では、産業構造や就業構造に大きな変動が生ずれば、まことにその影響を受けるといえます。主な改正の要点は、まず、全国民が加入し、同一の条件下に給付を受け、負担をする

る仕組みとして「基礎年金」が導入されます。このため、国民年金の適用をサラリーマンとその妻にも拡大することになりました。

このため、改正前の厚生年金保険は、報酬比例部分、定額部分、それに配偶者加給がなつて、それが、定額部分と配偶者加給に相当する部分は、夫と妻の基礎年金に移行することになります。厚生年金は、原則として、報酬比例部分の年金を支給する「基礎年金」(原則として、報酬比例部分の年金上乗せ)の制度として位置づけ、全体として二階建ての年金制度に再編成することになります。

基礎年金は、自営業者もサラリーマンも一緒になつて制度を支えていく仕組みです。また、産業構造、就業構造に變化があつても影響を軽減する制度の安定した運営を確保することができ、また、給付の算定は共通で、給付に要する費用も、加入者数に応じ各制度が頭割りで持ちよりますので公平です。さらには、このよみ方でも、障害基礎年金が受けられるようになります。

国民年金に加入しましょう



人生80年の時代です。高齢化社会では、年金を暮らしの土台とする人が多くなっています。まだ若いから年金には…といわず、今一度考えてみてください。国民年金は老後の保障だけでなく、母子世帯となつたり、障害者となつた場合にも、生活の安定を図ることを目的としています。まだ、加入していない人は、もう一度あなたの年金を考えて、無年金者にならないよう国民年金に加入しましょう。

—平塚市福祉部保険年金課年金係—

民年金の仕組み

も 民年金に加入

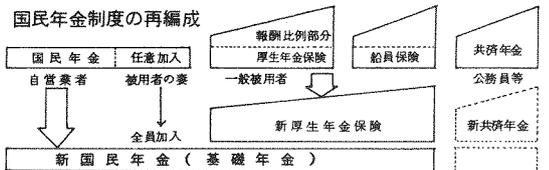


現在の国民年金は、農業、漁業、商業など自営業の人、①日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の自営業等生年金保険に加入しているサラリーマンとその家族(第一号被保険者)②厚生年金保険の加入者(第二号被保険者)③厚生年金保険の加入者(第三号被保険者)の加入者である。

この結果、新しい国民年金では、自営に加入する人は、次の三種類業の人たちだけでなく、サラリーマンやその妻も共通する年金に加入している自営業の方、基礎年金を支給する制度には、加入資格に変更はありません。

(3) サラリーマンの妻も基礎年金に加入する

20歳から60歳まで



新しい国民年金が対象にならない人

改正前の国民年金法に基づき支給されている老齢年金と通算老齢年金は、改正後も引き続き、改正前の年金が支給されます。また、昭和61年4月1日において60歳以上の人(大正15年4月1日以前に生まれた人)の老齢年金については、現在の制度が適用になり、新しい国民年金は関係ありません。

老齢基礎年金

65歳から 年額60万円を

納付期間は40年間

老齢基礎年金は、国民年金に納付された期間が、昭和59年(免除)した人が六十五歳になったときから支給される。原則として、

年金額は年60万円

老齢基礎年金の額は、六十万円(月額五万円、昭和59年度価格)です。ただし、この額は国民年金に加入できる年数(加入可能年数)下表のとおりについて、すべて保険料を納めた場合に、年額六十万円の年金を受けられるということです。そこで、保険料を納めた期間が加入可能年数に満たない場合は、その分だけ年金が少なくなります。

中高年者の特例

国民年金が発足したのは、昭和二十六年四月一日です。このとき、三十歳以上の人は、昭和五年四月一日以前に生まれた人は、国民年金に加入可能年数に満たないことが困難な場合もあります。年齢に応じて二十一年から二十四年の加入者も老齢基礎年金を支給されます。

加入可能年数

生年月日	資格期間	加入可能年数
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22	26
昭和4年4月1日以前	23	27
昭和5年4月1日以前	24	28
昭和6年4月1日以前	25	29
昭和7年4月1日以前	25	30
昭和8年4月1日以前	25	31
昭和9年4月1日以前	25	32
昭和10年4月1日以前	25	33
昭和11年4月1日以前	25	34
昭和12年4月1日以前	25	35
昭和13年4月1日以前	25	36
昭和14年4月1日以前	25	37
昭和15年4月1日以前	25	38
昭和16年4月1日以前	25	39
昭和16年4月2日以降	25	40



保険料納付済免除期間

$$\text{年金額} = \frac{\text{月額} \times \text{加入可能期間}}{\text{加入可能期間} + \frac{\text{免除期間}}{3}}$$

(昭和16年以後の生れは40年)
(生年月日によって決まる)

老齢基礎年金の計算式(年額)

$$\text{年金額} = 60,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

*60万円は、昭和59年度価格による表示で、昭和61年末までの物価上昇率に応じて改定されます。



満の障害の程

障害年金に一本化

現在の障害年金は、国民年金に加入中(二十歳以後)の人を対象に、障害者年金として支給されています。この障害者年金は、国民年金に加入している人にも支給されることになり、障害者年金と障害者年金とを併給するのではなく、国民年金に加入している人にも障害者年金を支給する一本化の制度が導入されます。

